

# 食といのちの学び支援全国協議会運営規約

## 第1章 総 則

### 第1条（名称）

本会は、「食といのちの学び支援全国協議会」と称する。

### 第2条（事務所）

本会は、主たる事務所を東京都千代田区 社団法人中央酪農会議内に置く。

### 第3条（目的）

本会は、農業者と教育関係者が連携して、牧場や農場などにおける体験学習の実践を通じて、子ども達の「食といのちの学び」を支援するとともに、農業生産現場への理解促進による食育の推進及び「日本型食生活」の普及・拡大に寄与することを目的とする。

### 第4条（事業）

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 牧場や農場などでの体験学習の実践を支援する事業
- (2) 食育の推進及び日本型食生活の普及・拡大に資する事業
- (3) 調査・研究や研修会等の開催に関する事業
- (4) 現場で活用する教材の開発に関する事業
- (5) 現場での優れた実践で得られた情報やノウハウの提供に関する事業
- (6) 会員相互の連絡並びに情報の提供に関する事業
- (7) その他、この会の目的達成のために必要な事業

## 第2章 会 員

### 第5条（構成）

本会は、以下の会員により構成する。

地域交流牧場全国連絡会

日本酪農教育ファーム研究会

社団法人 中央酪農会議

### 第6条（脱退）

会員は、次の各号に掲げる事由により脱退する。

- (1) 解散
- (2) 会員の破産
- 2 会員は、前項の規定によるほか、本会を脱退しようとするときは、当該年

度末の 30 日前までに書面をもって予告し、同年度末において脱退することができる。

- 3 会員が脱退する場合に予算の未執行額がある場合は、脱退までに事務局に返還しなければならない。

#### 第 7 条（入会金及び会費）

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### 第 3 章 役員

#### 第 8 条（役員の数）

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人、副会長 2 人
- (2) 監事 1 人
- (3) 監事は他の役員と兼ねてはならない。

#### 第 9 条（役員を選出）

会長、副会長及び監事は、会員の役員の中から選任する。

#### 第 10 条（役員職務）

会長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐して本会の業務を掌理し、会長に事故あるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、少なくとも毎年 1 回、本会の財務及び業務執行の状況を監査しなければならない。
- 4 監事は、前項の監査の結果につき総会に報告し、意見を述べなければならない。

#### 第 11 条（任期）

役員任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員が任期途中において辞任等した場合には、当該役員が後任役員に就任するものとする。なお、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 役員は、その任期中といえども、著しく本会の目的に反する行為があった場合には、総会の決議によりこれを解任することができる。

#### 第 12 条（事務局）

本会の事務を処理するため、社団法人中央酪農会議内に事務局を設ける。

## 第4章 総会等

### 第13条(総会の招集)

定期総会は、毎年1回開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 会長は、総会を招集するときは、総会の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前までに到着するよう会員に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 4 総会の議長は総会において選任する。
- 5 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき書面により議決権を行使することができる。この場合、総会の開催の前日までに署名・押印の上、この会に提出しなければならない。

### 第14条(総会の付議事項)

総会においては、次の事項を審議し、議決するものとする。

- (1) 規程・規則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画書及び収支予算書の決定又は変更
- (4) 事業報告書及び収支計算書の承認
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) その他運営に関する重要事項

### 第15条(運営)

総会は、会員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。

- 2 総会の議事は、あらかじめ通知した事項について、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 総会における会員の議決権は、各自1個とする。

### 第16条(議事録)

総会の議事については、議事録を作成し、議長及び議長の指名する出席会員の1人以上が署名・押印する。

## 第5章 業務の執行及び会計

### 第17条(資産)

本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) 資産から生ずる収入

( 5 ) その他の収入

第 1 8 条(経費の支弁)

本会の事業及び運営に要する経費は、資産をもって支弁する。

第 1 9 条(資産の管理)

本会の資産は、総会の定める方法に従い、会長が管理する。なお、会長は別途経理に関する規則を定めなければならない。

第 2 0 条(事業年度)

本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

第 2 1 条(残余金)

本会の毎事業年度における収入金の使用残余は、これを翌年度に繰り越すものとする。

第 2 2 条(規則)

会長は、総会の承認を得て、本会運営上及び業務の執行に必要な規則を設けることができる。

第 6 章 雑 則

第 2 3 条(設立当初の入会金及び会費)

本会の設立当初の入会金及び会費は、第 7 条の規定にかかわらず、次に掲げる金額とする。

入会金 10,000 円 会費 1 口 10,000 円(1 口以上)

附則 この規程は、設立総会の可決・承認をもって、平成 23 年 3 月 3 日から施行する。